

昭和二十三年総府令第二十九号

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則を次のように定める。

(審査予定裁判官に関する通知事項)

第一条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号。以下「令」という。)第一条に規定する総務省令で定める事項は、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号。以下「法」という。)別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の法第一条に規定する裁判官(以下「裁判官」という。)を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めるときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認めらるる事項とする。

(審査に付される裁判官に関する通知事項)

第二条 令第三条第四号に規定する総務省令で定める事項は、法別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めるときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認めらるる事項とする。

(投票録、開票録、審査分会録及び審査録の調製)

第三条 法第一条に規定する審査(以下「審査」という。)の投票録、審査の開票録、審査分会録及び審査録は、別記様式に準じて調製しなければならない。

(投票及び開票に関するその他の事項)

第四条 法及び令並びにこれらに基づく命令に規定するもののほか、審査の投票については、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による。

(裁判官の氏名等の掲示における掲示事項)

第五条 令第十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、令第十八条第六号に規定する裁判官の氏名等の掲示に掲載する審査に付される裁判官の中に氏名及び令第一条に規定する任命年月日(以下この条において「任命年月日」という。)が同一である者が二人以上ある場合において、当該氏名及び任命年月日が同一である者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項とする。

附則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十七年八月二十六日総府令第五十六号)抄

1 この府令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附則(昭和三十三年四月二十二日総府令第三〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭和五十八年三月十一日自治省令第七号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。  
7 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後にその期日を告示される審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附則(昭和五十八年二月二十四日自治省令第二十七号)

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその期日を告示される審査について適用し、施行日前にその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附則(平成元年四月二十四日自治省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成六年一月二十五日自治省令第四一四号)抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行する。

8 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後にその期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附則(平成二〇年一月三〇日自治省令第一号)抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成九年法律第二百二十七号)の施行の日(平成十年六月一日)から施行する。  
5 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後にその期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附則(平成二二年九月二十四日自治省令第四四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則(平成二五年七月二十四日総務省令第一〇〇号)抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十九号)の施行の日(平成十五年十二月一日)から施行する。  
5 前二項の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附則(平成二八年五月二十七日総務省令第六二号)抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。  
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定(第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定を除く)は、この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下この項において「公示日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附則(平成二八年二月二十六日総務省令第一〇〇号)

1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十四号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年一月一日)から施行する。

2 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この省令の施行の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附則(令和元年五月三十一日総務省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(令和元年五月三十一日総務省令第一三三号)

1 この省令は、令和元年六月一日から施行する。ただし、公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式の改正規定については、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定(第一条による改正後の公職選挙法施行規則第十

（開票録様式）

選挙区 何年何月何日 何の場

1 審査会開設場所	何の場
2 審査立会人	党派氏名 選挙月日 参会時刻 選任の事由
(1) あらかじめ選任された者	
(2) 臨時に選任された者	
3 審査会開閉時刻	何年何月何日 午前(後)何時何分開会 何年何月何日 午前(後)何時何分閉会
4 審査の結果	
(1) 投票の内訳	投票総数 有効投票 無効投票 無効投票率 %
(2) 選挙人名簿に登録されている者の総数及びその百分の一の数	総数 総数の百分の一の数
(3) 罷免を可とする投票の総数及びその百分の一の数	氏名 罷免を可とする投票 票 罷免を可としない投票 票
(4) 罷免をされないものと決定した裁判官	(氏名) (氏名) (氏名)
(5) 罷免をされるものと決定した裁判官	(氏名) (氏名) (氏名)
5 審査会事務従事者	総数 何人 内 1 2 3 総務省の職員 何人 何人 何人

何年何月何日調製

審査長(職) 氏名

我々は、この審査録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査立会人 氏名

審査立会人 氏名

審査立会人 氏名

備考 この様式に掲げる事項のほか、審査長において、審査会に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならぬ。この場合においては、補助用紙を用いることができる。

（開票録様式）

何年何月何日 何の場

最高裁判所裁判官国民審査投票所投票録

1 投票所開設場所	何年(月)何日(何時)開票(何の場)	何の場
2 投票所の変更	年月日	理由
3 投票管理者	氏名 選挙月日 参会時刻	職務(管理)者 氏名 午前(後)何時何分 参会時刻
4 投票立会人	党派氏名 選挙月日 参会時刻	参会時刻 参会時刻 参会時刻
5 投票所開閉時刻	何年何月何日 午前(後)何時何分開票 何年何月何日 午前(後)何時何分閉票	
6 投票の状況	投票総数 投票総数 投票総数	投票総数 投票総数 投票総数
(1) 投票用紙の交付	(氏名)	(再交付の事由)
(2) 投票用紙の回収	(氏名)	
(3) 投票用紙の回収	(氏名)	
(4) 投票用紙の回収	(氏名)	
(5) 代理投票	投票総数(氏名) 人 氏名(氏名) 氏名(氏名) 氏名(氏名) 氏名(氏名)	
(6) 投票の状況	投票総数 投票総数 投票総数	投票総数 投票総数 投票総数
(7) 投票の状況	投票総数 投票総数 投票総数	投票総数 投票総数 投票総数
8 投票所事務従事者	総数 何人 内 1 2 3 総務省の職員 何人 何人 何人	

何年何月何日調製

審査長(職) 氏名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏名

投票立会人 氏名

投票立会人 氏名

備考 この様式は、投票所における投票録の様式である。

2 指定投票区又は指定投票所等である場合は、国民審査法施行規則第4条の規定によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により裁判官選挙管理委員会が指定した投票所となる場合は、その旨を「何の場」欄に記載することとする。

3 参事人(氏名)の記載は、参事人を選任した投票所において、投票用紙の回収の際に記載することとする。投票用紙の回収の際に記載した参事人(氏名)は、投票用紙の回収の際に記載した参事人(氏名)と一致しない場合は、投票用紙の回収の際に記載した参事人(氏名)を記載することとする。

4 「参事人(氏名)」欄には、前日投票を行った者のうち参事人(氏名)の欄に記載した参事人(氏名)と一致しないものを記載することとする。

5 投票所における投票の状況は、投票用紙の回収の際に記載することとする。投票用紙の回収の際に記載した参事人(氏名)は、投票用紙の回収の際に記載した参事人(氏名)と一致しない場合は、投票用紙の回収の際に記載した参事人(氏名)を記載することとする。

6 投票用紙の回収の際に記載した参事人(氏名)は、投票用紙の回収の際に記載した参事人(氏名)と一致しない場合は、投票用紙の回収の際に記載した参事人(氏名)を記載することとする。

7 投票用紙の回収の際に記載した参事人(氏名)は、投票用紙の回収の際に記載した参事人(氏名)と一致しない場合は、投票用紙の回収の際に記載した参事人(氏名)を記載することとする。

8 「何の場」欄には、投票立会人を交付することとする。投票立会人を交付することとする場合は、投票立会人の氏名を記載することとする。

9 投票用紙又は投票立会人を交付した場合は、引續きに係る参事人(氏名)を記載することとする。

10 参事人(氏名)の記載は、参事人を選任した投票所において、投票用紙の回収の際に記載することとする。投票用紙の回収の際に記載した参事人(氏名)は、投票用紙の回収の際に記載した参事人(氏名)と一致しない場合は、投票用紙の回収の際に記載した参事人(氏名)を記載することとする。

11 指定投票区又は指定投票所等である場合は、この様式に「何の場」欄に記載することとする。ただし、記載がなされた投票用紙は、投票用紙の回収の際に記載した参事人(氏名)と一致しない場合は、投票用紙の回収の際に記載した参事人(氏名)を記載することとする。

12 公職選挙法第15条第2項の規定によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により裁判官選挙管理委員会が指定した投票所となる場合は、この欄を記載することとする。

13 この様式に掲げる事項のほか、審査長において、審査会に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならぬ。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

（投票録様式）

七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式を除く。は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

（審査録様式）

何年何月何日 何の場

最高裁判所裁判官国民審査審査録

1 審査会開設場所	何の場
2 審査立会人	党派氏名 選挙月日 参会時刻 選任の事由
(1) あらかじめ選任された者	
(2) 臨時に選任された者	
3 審査会開閉時刻	何年何月何日 午前(後)何時何分開会 何年何月何日 午前(後)何時何分閉会
4 審査の結果	
(1) 投票の内訳	投票総数 有効投票 無効投票 無効投票率 %
(2) 選挙人名簿に登録されている者の総数及びその百分の一の数	総数 総数の百分の一の数
(3) 罷免を可とする投票の総数及びその百分の一の数	氏名 罷免を可とする投票 票 罷免を可としない投票 票
(4) 罷免をされないものと決定した裁判官	(氏名) (氏名) (氏名)
(5) 罷免をされるものと決定した裁判官	(氏名) (氏名) (氏名)
5 審査会事務従事者	総数 何人 内 1 2 3 総務省の職員 何人 何人 何人

何年何月何日調製

審査長(職) 氏名

我々は、この審査録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査立会人 氏名

審査立会人 氏名

審査立会人 氏名

備考 この様式に掲げる事項のほか、審査長において、審査会に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならぬ。この場合においては、補助用紙を用いることができる。

何年何月何日 何の場

最高裁判所裁判官国民審査分會録

1 審査分會開設場所	部(何の場) 庁(何の場)
2 審査分會立会人	党派氏名 選挙月日 参会時刻 選任の事由
(1) あらかじめ選任された者	
(2) 臨時に選任された者	
3 審査分會開閉時刻	何年何月何日 午前(後)何時何分開会 何年何月何日 午前(後)何時何分閉会
4 審査の結果	
(1) 投票の内訳	投票総数 有効投票 無効投票 無効投票率 %
(2) 選挙人名簿に登録されている者の総数及びその百分の一の数	総数 総数の百分の一の数
(3) 罷免を可とする投票の総数及びその百分の一の数	氏名 罷免を可とする投票の総数 票 罷免を可としない投票の総数 票
(4) 罷免をされないものと決定した裁判官	(氏名) (氏名) (氏名)
(5) 罷免をされるものと決定した裁判官	(氏名) (氏名) (氏名)
5 審査分會事務従事者	総数 何人 内 1 2 3 総務省の職員 何人 何人 何人

何年何月何日調製

審査分會長(職) 氏名

我々は、この審査分會録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査分會立会人 氏名

審査分會立会人 氏名

審査分會立会人 氏名

備考 この様式に掲げる事項のほか、審査分會長において、審査分會に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならぬ。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

（審査分會録様式）